

当初(勧告及び課徴金納付命令)と判断が異なる審決の数

本案審決

- ・ 審判の結果，違反行為なし，あるいは違反であると認定した行為の一部について違反行為なし等とした審決

⇒ 本案審決34件中3件（平成9年度～平成18年度）

※ いわゆる違法宣言審決（審決の時点では違反行為がなくなっており，排除措置命令は不要であるが，違法行為があったことを明らかにしようとする場合になされるもの）を含めると，本案審決34件中8件（平成9年度～平成18年度）。

課徴金審決

- ・ 審判の結果，課徴金額が減額等された審決

⇒ 課徴金審決142件中8件（平成9年度～平成18年度）

公正取引委員会の審決における判断が判決によって覆った件数

- ・ 裁判の結果，公正取引委員会の審決における判断が覆った件数

⇒ 確定判決が出た事件19件のうち2件（昭和52年改正法施行後）